

埼玉県消費者団体活動促進費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体（以下「補助事業者」という。）が、消費者基本法や県条例に定める消費者の利益を確保するために自主的に行う消費生活に関する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき、当該補助事業に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の対象となる事業、経費及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助の対象となる消費者団体は、県域団体とする。なお、県域団体とは「消費者団体の種別についての基準（平成10年3月24日施行）」によるものとする。

（申請書の様式）

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年度定めるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項を記載した書類は次のとおりとする。

- （1）当該補助事業者の運営規約
- （2）当該補助事業者の歳入歳出予算書
- （3）総会資料
- （4）消費者団体活動促進費補助事業計画書
- （5）消費者団体の概要及び活動内容

（交付決定通知書の様式）

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（事業内容変更の承認申請）

第5条 補助事業者は、知事の付した条件に従い知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止並びに事業年度完了の場合を含む。）後30日以内又は3月15日のうち、いずれか早い期日とする。

3 規則第13条の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該補助事業者の歳入歳出決算書又は決算見込書及びその内容に関する領収書等(写しでも可)
- (2) その他関係資料(補助事業に関するもの)

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号により行うものとする。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 消費者団体による野菜等直売事業補助金交付要綱(昭和47年5月17日決裁)

(2) 埼玉県消費者団体自主啓発活動費補助金交付要綱(昭和56年5月11日決裁) 3

旧消費者団体による野菜等直売事業補助金交付要綱又は旧埼玉県消費者団体自主啓発活動費補助金交付要綱に基づいて交付された補助金にかかる書類の保管については、この要綱の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。
- 2 埼玉県消費者大会開催事業費補助金交付要綱(昭和52年2月10日決済)は、廃止する。
- 3 旧消費者団体による埼玉県消費者大会開催事業補助金交付要綱に基づいて交付された補助金に係る書類の保管については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。
- 2 消費者団体活動支援事業補助金交付要綱(平成10年10月12日)は廃止する。
- 3 消費者団体活動支援事業補助金交付要綱に基づいて交付された補助金に係る書類の保管については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

番号	事業名	事業内容	経費		補助額
			区分	内容	
1	消費者大会 開催事業	県内消費者団体の統一的な意見表明と分科会による一般消費者に対する情報提供や啓発の実施等	報償費 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) 委託料 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料	講師、助言者謝金 看板、舞台装飾、文具等 討議資料、プログラム、案内状、ポスター、チラシ等印刷費 会場装飾工事委託料 案内状等の郵送料 会場借上料等	事業の経費の2分の1以内において、知事が定める額とし、1団体700,000円を限度とする。
2	消費者自立支援活動事業	新たな制度等の啓発活動や学習の場の設定の活動等	報償費 旅費 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料	講師、助言者謝金 活動員旅費等 看板、文具等 広報紙、パンフレット、教材、案内状等印刷費 資料の郵送料等 会場借上料等	事業の経費の2分の1以内において、知事が定める額とし、1団体100,000円を限度とする。
3	消費者トラブル防止活動事業	商品・契約被害等のアンケート実態調査や被害救済対策活動等	報償費 旅費 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料	講師、助言者謝金 調査員旅費等 看板、文具等 調査資料、パンフレット、教材、案内状等印刷費 資料の郵送料等 会場借上料等	事業の経費の2分の1以内において、知事が定める額とし、1団体50,000円を限度とする。
4	市場状況監視活動事業	食品等の表示・広告や役務に関する市場の監視活動等	旅費 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料	調査員旅費等 文具等 広報紙、パンフレット、教材等印刷費 広報紙等の郵送料 会場借上料等	事業の経費の2分の1以内において、知事が定める額とし、1団体50,000円を限度とする。
5	環境配慮活動事業	リサイクル活動やゴミ問題等に関する環境配慮活動等	報償費 旅費 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料	講師、助言者謝金 活動員旅費等 看板、文具等 広報紙、パンフレット、教材、案内状等印刷費 広報紙等の郵送料 会場借上料等	事業の経費の2分の1以内において、知事が定める額とし、1団体50,000円を限度とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度消費者団体活動促進費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名



下記により、消費者団体活動促進費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の実施期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 補助事業計画
（1）事業計画書 別紙のとおり

（2）事業費の負担区分 （単位：円）

区 分		予 算 額	左 の 負 担 区 分		
			自主財源	県補助金	その他
事 業 費					
内 訳	補助対象経費の総額				
	その他の経費				

- 5 添付書類
- （1）消費者団体の運営規約
 - （2）消費者団体の歳入歳出予算書
 - （3）総会資料（前年度の資料でも可）
 - （4）消費者団体活動促進費補助事業計画書
 - （5）消費者団体概要及び活動内容

別紙（申請書添付書類）

消費者団体活動促進費補助事業計画書

1 事業の種類 番

2 事業名（テーマ）

3 実施概要

（１）時 期 （年月日等）

（２）場 所 （会 場）

（３）参加（予定）人数 名 （内一般参加者数） 名

（４）講師（助言者）

（５）要 点

4 事業の予算区分

（単位：円）

補助対象 経費	報 償 費		
	旅 費		
	需用費	消 耗 品 費	
		印刷製本費	
	役務費（通信運搬費）		
	委 託 料		
	使用料及び賃借料		
	小 計		
そ の 他 の 経 費			
合 計			

別紙（申請書添付書類）

消費者団体概要及び活動内容

団 体 名	
会 員 数 (年 月 日現在)	個人会員数 人
	団体会員数 団体 (構成団体の延べ個人会員 人)
役 員 名	会 長 副会長 その他
組 織 図	
設立年月日	年 月 日
活 動 範 囲 (市町村単位)	
活 動 内 容	

様式第 2 号（第 4 条関係）

年度消費者団体活動促進費補助金交付決定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった消費者団体活動促進費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払とする

3 条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号（第5条関係）

年度消費者団体活動促進費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
団体名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた消費者団体活動促進費補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

- 2 変更の内容（中止・廃止は不要） 別紙のとおり
（以下、様式第1号の別紙に準じて記載し、変更部分を2段書きにし、当初を黒色、変更後をその上段に赤色で記載すること。）

様式第4号（第7条関係）

年度消費者団体活動促進費補助事業実績報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
団体名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた消費者団体活動促進費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業の実施期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 補助事業の成果 別添成果表のとおり

4 補助事業に要した経費の精算書 (単位：円)

区 分		予 算 額 A	決 算 額 B	比較増 △減額 B－A	決算額の負担区分		
					主財源	県補助金	その他
事業費							
内 訳	補助対象経費の総額						
	その他の経費						

5 添付資料

- (1)消費者団体の歳入歳出決算書又は決算見込書及びその領収書（写しで可）
- (2)その他関係資料（補助事業に使用した資料を添付すること。）

別紙（実績報告書添付書類）

消費者団体活動促進費補助事業成果表

1 事業の種類 番

2 事業名（テーマ）

3 実施概要

（１）時 期（年月日等）

（２）場 所（会 場）

（３）参加人数 名 （内一般参加者数） 名

（４）講師（助言者）

（５）要点（詳しくは、別添資料等参照のこと）

4 事業費の決算区分 (単位：円)

補助対象経費	報 償 費		
	旅 費		
	需用費	消 耗 品 費	
		印刷製本費	
	役務費（通信運搬費）		
	委 託 料		
	使 用 料 及 び 賃 借 料		
	小 計		
そ の 他 の 経 費			
合 計			

様式第 5 号（第 8 条関係）

年度消費者団体活動促進費補助金額確定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった消費者団体活動促進費補助金については、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |